

3. 国選弁護等関連業務



3-1 平成28年度における業務の概況

被疑者国選弁護人制度とは、勾留された（勾留状を発せられた）被疑者が貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、国（裁判所）が弁護人（被疑者国選弁護人）を選任する制度である。法テラスは、平成18年10月の同制度開始当初から、被疑者国選弁護人を選任するための役割（被疑者国選弁護人候補者の指名通知業務）を担ってきた。

制度開始時点の被疑者国選弁護の対象事件は、殺人や現住建造物放火等の重大事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に限られていたが、平成21年5月21日（裁判員制度施行と同日）に、対象事件が拡大（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件。窃盗や詐欺等も該当）され、対象事件数は約10倍に増加した。

法テラスでは、特に迅速な選任が要請される被疑者国選弁護事件については、原則数時間以内、遅くとも24時間以内に指名通知を行う運用をしており、99%以上は24時間以内に指名通知を行っている。

平成28年度も、迅速な指名通知を行うための体制整備や運用改善に努め、99.9%の事件について24時間以内に指名通知を行った。

平成28年6月に公布された改正刑事訴訟法により、被疑者国選弁護の対象事件が、被疑者が勾留された全事件にさらに拡大されることになった（公布日から2年以内の政令で定める日から施行）。

法テラスでは、今後も迅速な指名通知業務ができるよう、体制整備に努め、上記の対象事件の拡大に対応する。

3-2 国選弁護関連業務

(1) 業務の概要

法テラスは、国選弁護事件及び国選付添事件に関し、①国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約の締結、②個別の事件における国選弁護人及び国選付添人候補者の指名及び裁判所、裁判長又は裁判官（以下「裁判所等」という。）への通知、③国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

(2) 国選弁護制度

国選弁護制度とは、刑事事件で勾留された人（被疑者）や起訴された人（被告人）が、貧困等の理由で自ら弁護人を選任できない場合に、本人の請求又は法律の規定により、裁判所等が弁護人を選任する制度である。

司法統計年報によれば、平成28年に国選弁護人が付された割合は、被疑者国選弁護事件については82.9%（注1）、被告人事件については、地裁事件で84.0%、簡裁事件で94.1%（注2）であった。

平成18年9月以前は、被告人のみに国選弁護人が付されていたが、平成18年10月からは、被疑者についても、殺人や現住建造物等放火、傷害致死、強盗など、一定の重い刑罰が定められている事件（死刑又は無期若しくは短期1年以上の懲役若しくは禁錮にあたる事件）に関して国選弁護人が付されることとされた。さらに、平成21年5月21日からは、被疑者国選弁護事件の対象範囲が拡大され、窃盗や傷害、詐欺など（死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮にあたる事件）の被疑者についても国選弁護人が付されることとされた（いずれも、被疑者に勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができず、かつ、その被疑者から請求があった場合）。

「3-1」で述べたとおり、改正刑事訴訟法が公布された平成28年6月3日から2年以内の、政令で定める施行日以降の被疑者国選弁護の対象は、勾留状の発せられた全ての事件に拡大される

資料 3-1 国選弁護関連業務の概要

契約の締結

国選弁護人契約の締結

国選付添人契約の締結

指名通知用名簿の調製

関係機関（裁判所・弁護士会等）との協議

指名通知

裁判所等からの指名通知請求

弁護士への指名打診

裁判所等への指名通知

裁判所等による選任

担当事件の終了

報酬等算定・支払

弁護士による活動報告書の提出

算定基準に基づき報酬・費用算定

報酬・費用の支払

ことになり、暴行、住居侵入など現行の被疑者国選対象事件より軽い法定刑の事件に関しても国選弁護人が付されることになった。

(注1) 平成28年検察統計年報及び平成28年司法統計年報の数値を基に算出。刑事犯、特別刑法犯のうち必要的弁護事件に該当する罪名で勾留された人員数に対する国選弁護人が選任された者の数の割合。ただし、統計上、一部の罰条の内訳が不明であるため、上記の値は推計値。

(注2) 平成28年司法統計年報の数値を基に算出。弁護人が付いた被告人数に対する、国選弁護人が選任された者の数の割合。

資料 3-2 被疑事件のうち国選弁護人が付された割合

<被疑者>	勾留状発付数 ①	うち必要的弁護事件数 (推計値)		③/②
		②	うち選任数	
			③	
平成28年	102,089	79,369	65,789	82.9%

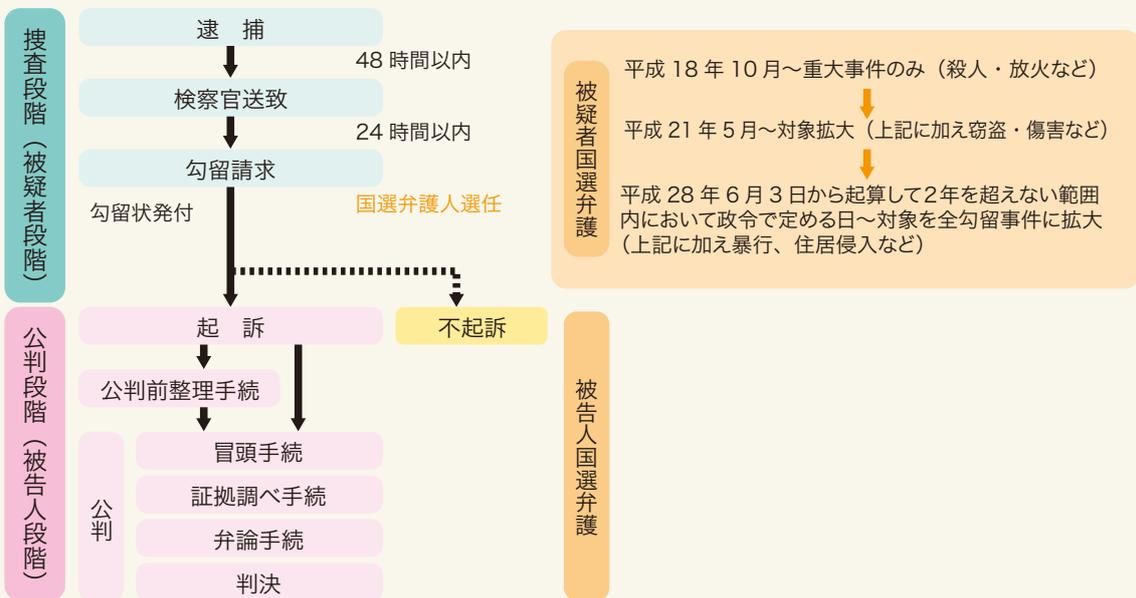
(注)①と②は平成28年検察年報、③は平成28年司法統計年報を基に作成。

資料 3-3 通常第一審事件のうち国選弁護人が付された割合

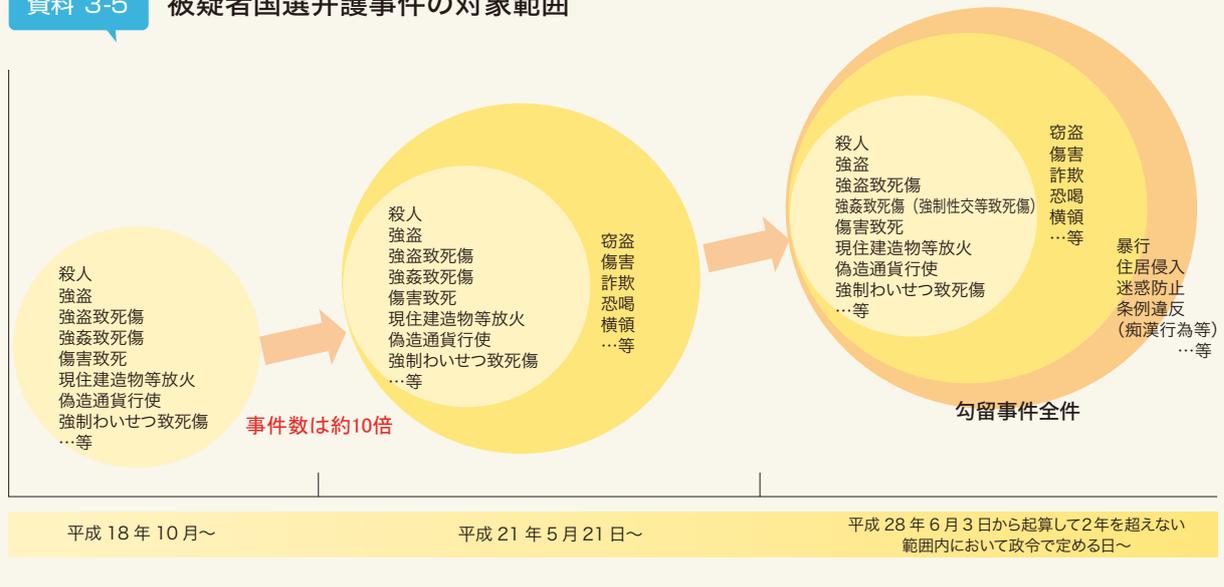
<被告人>		終局総人員 ①	うち弁護人が付いた被告人		③/②
			②	うち国選	
				③	
平成28年	地裁	53,247	53,010	44,529	84.0%
	簡裁	5,856	5,777	5,434	94.1%

(注)①～③はいずれも平成28年司法統計年報を基に作成。

資料 3-4 刑事事件の流れと国選弁護制度



資料 3-5 被疑者国選弁護事件の対象範囲



(3) 弁護士との国選弁護人契約の締結

ア 契約の種類

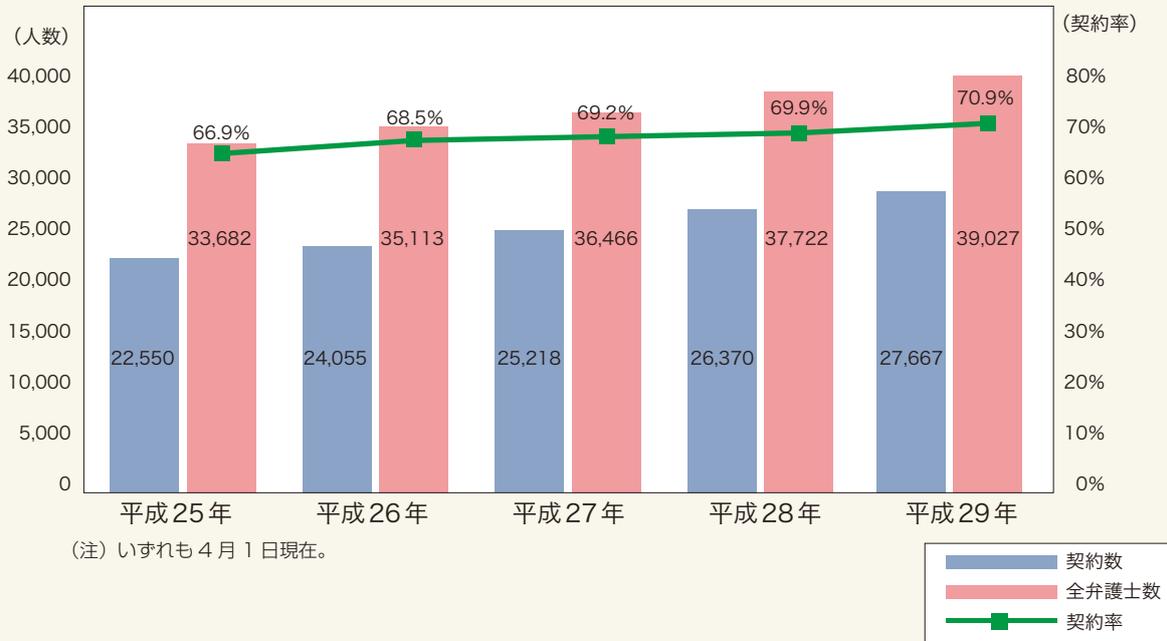
平成18年10月以降、裁判所等は、法テラスとの間で国選弁護人の事務を取り扱うことについて契約を締結している弁護士（以下、このような契約を「国選弁護人契約」といい、このような事務を取り扱う弁護士を「国選弁護人契約弁護士」という。）の中から国選弁護人を選任している。国選弁護人契約には、取り扱う事件に対応して支給すべき報酬・費用が定められる契約（一般国選弁護人契約）と、法テラスに勤務して給与の支払を受ける契約（勤務契約）の2種類があり、前者の契約を締結する弁護士が一般国選弁護人契約弁護士、後者の契約を締結する弁護士が勤務弁護士（常勤弁護士）である。このうち一般国選弁護人契約は、報酬及び費用が事件ごとに定められる普通国選弁護人契約と、報酬及び費用がその取り扱う複数の事件について一括して定められる一括国選弁護人契約の2種類に区分される。一括国選弁護人契約は、複数の即決被告事件について、同一の弁護士を国選弁護人として選任することを想定した契約形態である。

イ 契約の方式

法テラスは、弁護士と一般国選弁護人契約を締結するときは、国選弁護人の事務に関する契約約款（平成18年5月25日法務大臣認可。その後複数回変更があり、平成28年6月28日法務大臣認可版が現在の最新版。以下、「国選弁護人契約約款」という。）によらなければならない。国選弁護人契約約款は、国選弁護に関する事務の取扱いについて締結する契約の内容を規定したものであり、国選弁護人の契約の締結に関する事項、国選弁護人の候補者の指名通知に関する事項、報酬及び費用の算定基準と、その支払に関する事項、並びに契約解除その他契約に違反した場合の措置に関する事項が定められている。

国選弁護人契約弁護士の人数は、各弁護士会の協力を得て毎年増加し、平成29年4月1日時点で27,667名となっており、これは全国の弁護士数の約71%に当たる。

資料 3-6 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移



(4) 国選弁護人候補の指名通知

法テラスの地方事務所は、指名通知業務を迅速かつ確実にを行うため、個別の事件において裁判所等から国選弁護人候補者の指名通知請求を受けたときは、遅滞なく、国選弁護人契約弁護士の中から、国選弁護人の候補者を指名し、裁判所等に通知するための体制を整備することとされている。このような体制整備の中で、最も重要なものが指名通知を行うために用いる名簿の整備である。法テラスは、全ての地方事務所において、対応する弁護士会の協力を得て、地域の実情に応じて、被疑者国選弁護用名簿、被告人国選弁護用名簿等の名簿を調製している。

「遅滞のない指名通知」とは具体的には、地方事務所において、裁判所との協議により、被疑者国選については原則として数時間以内、遅くとも24時間以内、被告人国選については原則として24時間以内、遅くとも48時間以内に指名通知を行う運用をしている。なお、被疑者国選弁護事件については、土・日・祝日においても指名通知業務を行っている。

裁判所から指名通知の請求があった被疑者国選弁護事件のうち、24時間以内に指名通知した割合は、平成22年以降、常に99.0%以上の高い割合を維持しており、平成28年度においては、99.9%と極めて高い割合となっている。

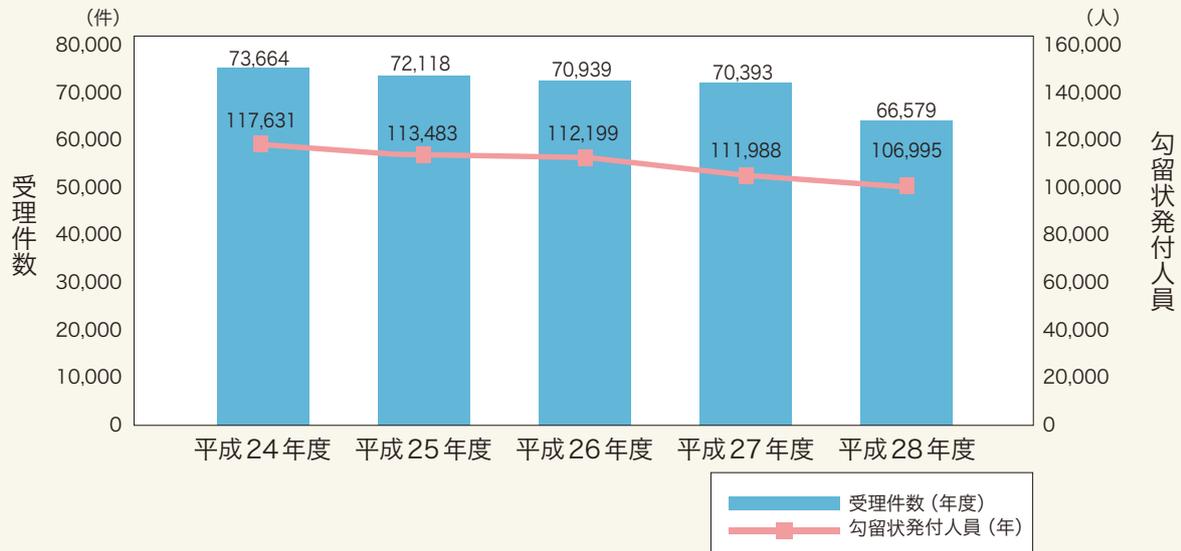
資料 3-7 被疑者国選弁護事件のうち 24 時間以内に指名をした割合



一般国選弁護人契約弁護士について指名通知業務を行う場合は、指名通知用名簿に基づき、あらかじめ定められた手順に従って指名の打診を行い、弁護士の承諾を確認した上で、国選弁護人候補者として指名し、裁判所等に通知する。この場合、指名打診を受けた一般国選弁護人契約弁護士は、指名打診を承諾するように努めなければならないこととされている。

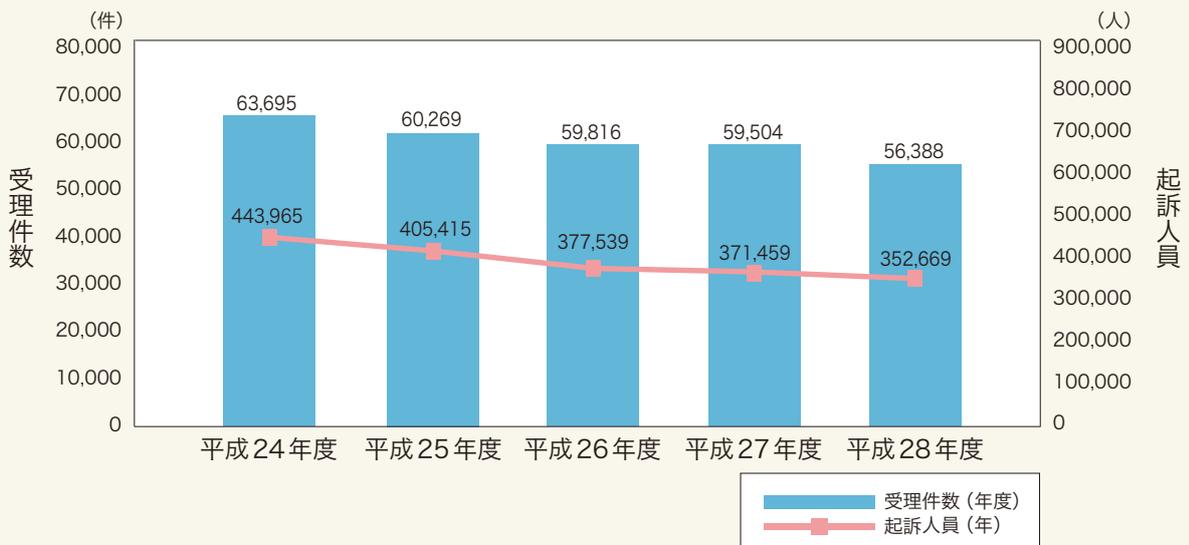
平成28年4月から平成29年3月までの受理件数は、被疑者国選弁護は66,579件、被告人国選弁護は56,388件（合計122,967件）であった。1か月当たりの平均件数は、被疑者国選弁護は約5,548件、被告人国選弁護は約4,699件（合計約10,247件）であり、前年度における1か月当たりの平均件数から被疑者は約318件、被告人は約260件減少した。

資料 3-8 被疑者国選弁護事件受理件数の推移



(注) 勾留状発付人員は各年の司法統計年報の「請求により勾留状が発付された人員」(全簡裁・全地裁)による。

資料 3-9 被告人国選弁護事件受理件数の推移



(注) 起訴人員は各年の検察統計年報による(略式起訴人員を含む)。

(5) 国選弁護人に対する報酬及び費用の算定

ア 概要

国選弁護人に対して支給する報酬・費用は、従前は裁判所が金額を決定し支給していたが、平成18年10月の法テラスの業務開始以降は、法テラスが金額を算定し、これを支給する仕組みとなった。

国選弁護人に支払う報酬・費用は、国選弁護人契約約款で定める「報酬及び費用の算定基準」（以下、「算定基準」という。）に基づき算定される。算定基準は、法テラスの恣意が入らないように、あらかじめ定められた客観的な指標を基に、類型的・画一的に算定する方針に基づいて設計されている。具体的には、①労力に見合った報酬を基本とした上で（労力基準）、②一定の成果に対しては別途報酬（成功報酬）の加算を行う（成果基準）、③費用は報酬と別立てで考える、の3点を軸に組み立てられている。

まず、被疑者国選弁護については、①労力基準として、接見が弁護活動の中心であることから、接見の回数を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。具体的には、4日に1回の接見を基準回数と定めて、接見回数に応じた基礎報酬を算定し、接見回数が基準回数を超えた場合には、多数回接見加算報酬を算定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要した場合など、接見回数だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、勾留取消や示談といった特別の成果があった場合には、一定の加算がされる。③費用としては、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

資料 3-10 被疑者国選弁護の基礎報酬及び多数回接見加算報酬

基礎報酬	26,400円+20,000円×（接見回数 or 基準回数－1）	
多数回接見加算報酬	基準1回超	+10,000円
	基準2回超	+16,000円
	基準3回以上超	上記16,000円に加え3回以降1回につき+4,000円（上限あり）

次に、第一審の被告人国選弁護については、①労力基準として、公判期日における活動が弁護活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、弁護活動全体の労力を評価することになっている。もっとも、同じ公判回数で終了した事件であっても、対象事件の種別（即決事件、簡裁事件、地裁単独事件、地裁通常合議事件、地裁重大合議事件、裁判員裁判事件）によって事件に要する労力は、相当に異なっていると考えられる。そこで、対象事件の種別や整理手続に付されたか否かなど、事案の軽重・複雑さを示す指標を基に類型分けをして、報酬を設定している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設定している。②成果基準として、無罪や公訴事実に対して法定刑が軽い罪の事実が認定（縮小認定）されたときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離接見等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、訴訟準備費用が支給される。

なお、控訴審、上告審の被告人国選弁護についても、第一審の被告事件に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-11 被告人国選弁護事件（裁判員裁判事件以外）の基礎報酬

裁判所	公判前整理手続なし	公判前整理手続あり
簡裁	66,000円	70,000円
地裁単独	77,000円	80,000円
地裁通常合議	88,000円	90,000円
地裁重大合議	99,000円	100,000円

資料 3-12 裁判員裁判事件の基礎報酬

	弁護士2名以上	弁護士1名
公判前整理手続1～4回	(裁判官1裁判員4) 170,000円 (裁判官3裁判員6) 190,000円	170,000円 240,000円
公判前整理手続5～7回 (かつ公判3日以上)	240,000円	300,000円
公判前整理手続8～10回 (かつ公判3日以上)	300,000円	380,000円
公判前整理手続11回以上 (かつ公判4日以上)	400,000円	500,000円

資料 3-13 被告人国選弁護事件の公判加算報酬

	公判時間	公判1回目	公判2回目以降
例：地裁単独	～45分未満	0円	5,800円
	45分～1.5時間未満	5,800円	8,200円
	1.5時間～2.5時間未満	8,200円	13,600円
	2.5時間～3.5時間未満	13,600円	20,500円
	3.5時間～4.5時間未満	20,500円	29,100円
	4.5時間～5.5時間未満	29,100円	40,600円
	5.5時間～	40,600円	47,400円

イ 報酬算定の手続

国選弁護人は、事件終了から14日以内に、法テラスの地方事務所に対し、報告書を提出して報酬及び費用を請求する。法テラスの地方事務所は、請求から7日以内に、国選弁護人から提出された報告書に基づき、支給すべき報酬及び費用を算定し、当該弁護士に対しその金額及び内訳を通知する。

ところで、報酬及び費用の算定根拠となる算定基準は、改訂を経るごとに複雑化しており、その適用に際して過誤を生じる危険がある。そこで、複雑化した算定基準への対応を確実なものとするため、本部に、報酬及び費用の計算を専門的に行うことを目的とした国選弁護等報酬算定業務室を設置し、平成26年2月から、全国の地方事務所での報酬及び費用の算定前に、同室に報酬及び費用の計算を依頼する

仕組みにした。

このような手続を経て算定された報酬及び費用の金額及び内訳の通知を受けた弁護士は、7日以内に、法テラスに対し、報酬及び費用の算定に対する不服申立てをすることができる。不服申立てを受けた法テラスの地方事務所は、再度算定を行い、7日以内にその結果を当該弁護士に通知する。国選弁護人に支給すべき報酬及び費用は、不服申立てがあったときは再算定を経たときに、不服申立てがないときは不服申立期間が経過したときに、その金額が確定する。

報酬及び費用の算定に対する平成28年4月から平成29年3月までの不服申立件数は、合計345件であり、1か月あたり約29件であって、前年度における1か月あたり平均件数約31件に比べて減少した。また、報酬算定に対する不服申立てについて「判断が容易であり、理事長による判断が明らかに必要でない」場合は地方事務所限りで処理する制度を導入して7年目に入った平成28年度は、47件（約13.6%）が地方事務所限りで処理されており、制度の運用は相当程度定着しているといえる。

（6）国選算定基準の改正

算定基準を改正するためには、総合法律支援法に基づき、法務大臣と財務大臣の協議、法務大臣から最高裁判所及び日本司法支援センター評価委員会への求意見といくつもの手続を経た上で、最終的に法務大臣の認可を受けなければならず、とりわけ厳しい近時の財政的制約のもとでは、改正の実現は容易ではない。しかし、法テラスでは、国選弁護人契約弁護士からの不服申立てを受け止め、必要に応じて算定基準改正のための手続をとってきた。次に掲げるものは、不服申立てが国選弁護算定基準の改正に結実したもののうちの主なものである。

- ① 平成19年4月1日の改正では、示談について、全損害について示談が成立しないと報酬算定の対象とならなかった扱いから、被害弁償を段階的に区分して特別成果加算が支給されるようになり、また、加算報酬が支払われる遠距離移動の対象活動が広がり、遠距離交通費が実費支給になった。
- ② 平成19年11月1日の改正では、否認事件等について、200枚超からしか謄写費用が支給されなかったものが、1枚目から支給されるようになった。また、無罪や縮小認定等が新たに特別成果加算の支給対象になった。
- ③ 平成20年9月1日の改正では、それまで全く手をつけられていなかった基礎報酬及び公判加算報酬の見直しと増額を行った。また、第1回公判期日から立会時間に応じた公判加算を行うことになった。
- ④ 平成22年4月1日の改正では、記録謄写費用の単価を20円から40円（を上限とする実費）に増額した。
- ⑤ 平成23年4月1日の改正では、第1回公判期日前の証人尋問等期日に出頭した場合の報酬が支給されるようになった。また、行政機関が発行する証明書（住民票や戸籍謄本等）の発行手数料についても、訴訟準備費用の支給対象になった。

3-3 国選付添関連業務

(1) 業務の概要

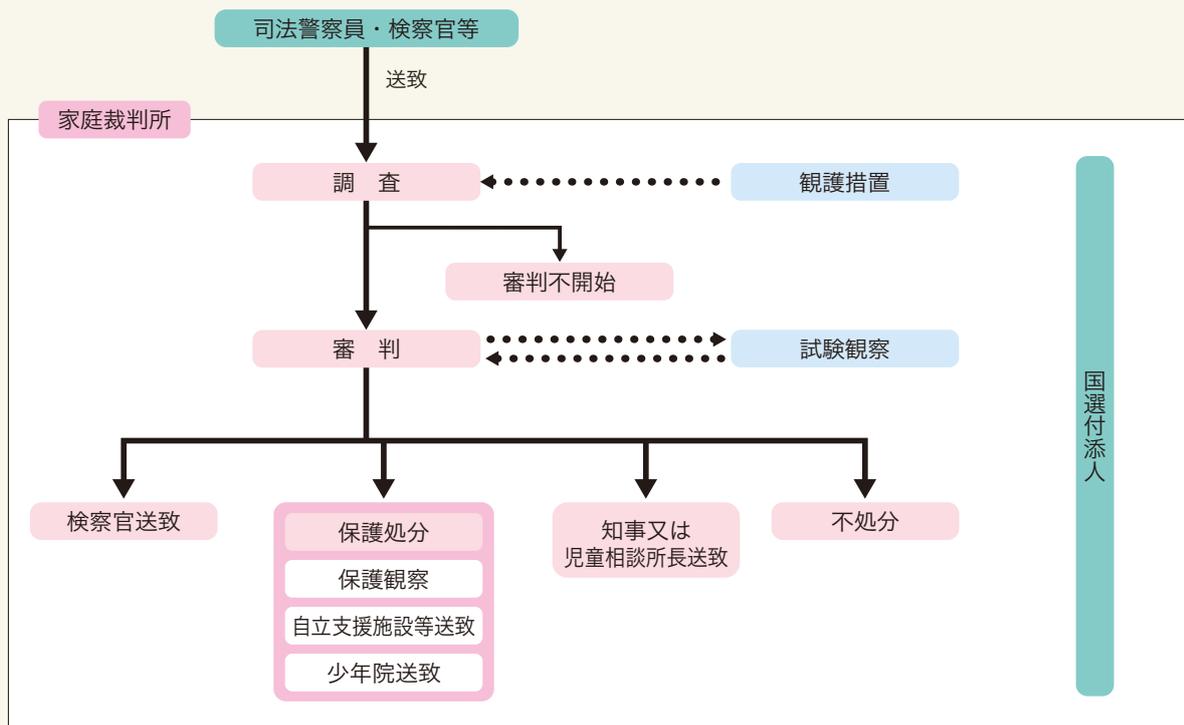
法テラスは、平成19年11月から、少年審判事件における国選付添人の選任等に関する業務として、国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選付添人候補者の指名及び裁判所への通知、国選付添人に対する報酬・費用の算定や支払等の業務を行っている。

この業務を始めたときには、国選付添人の選任対象となる事件類型は、「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役又は禁錮に当たる罪」に係る事件に限られていた（少年法第22条の2第1項）。そして、これらの罪に係る事件について、裁判所が検察官関与と決定をしたときは、国選付添人を付さなければならないとされ（同法第22条の3第1項）、また、少年を少年鑑別所に収容する決定（観護措置）がされたときは、裁判所の裁量で国選付添人を付することができることとされていた（同法第22条の3第2項）。

その後、平成20年12月に改正少年法が施行され、裁判所は、「故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法第211条（業務上過失致死傷等）の罪」において、被害者等による少年審判の傍聴を許すことができることとなった（少年法第22条の4第1項。なお、平成25年改正により、「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第4条、第5条又は第6条第3項若しくは第4項の罪」が追加された。）が、傍聴を許すにはあらかじめ弁護士である付添人の意見を聴かなければならず、このような付添人がいないときは、弁護士である付添人を付さなければならないこととなり（同法第22条の5第2項）、国選付添人の選任対象となる事件の範囲が拡大した。

さらに、平成26年6月施行の改正少年法により、同法第22条の2第1項の罪が「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」と改正されたことにより、国選付添人の選任対象

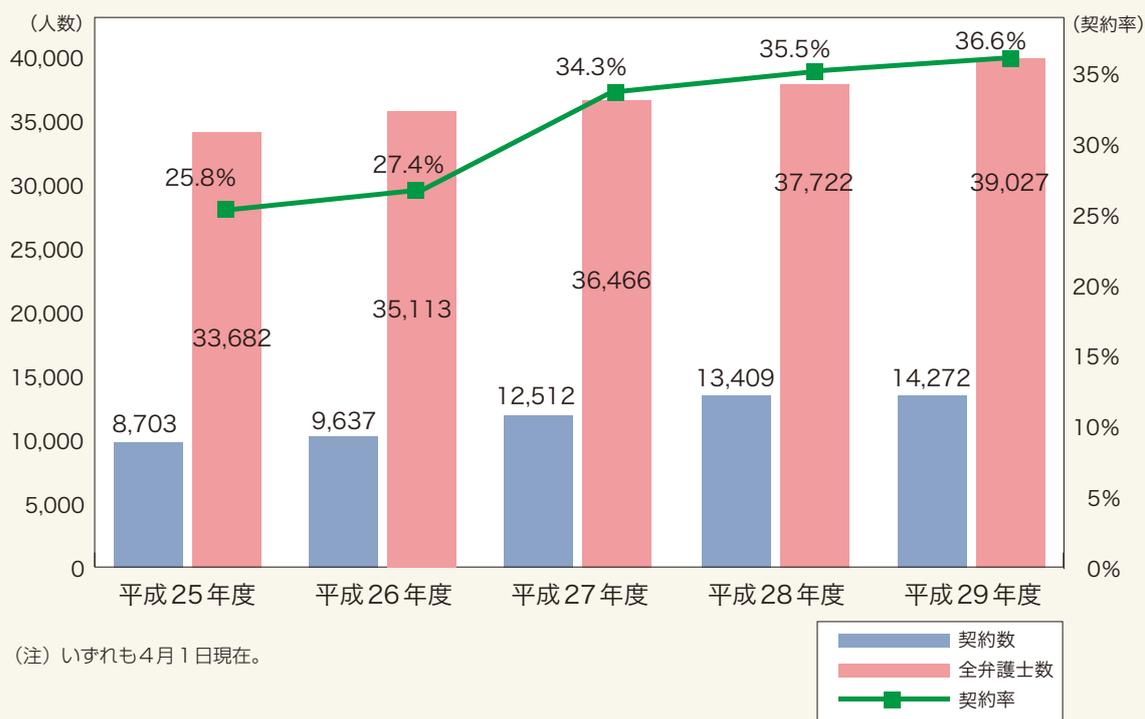
資料 3-14 少年事件の流れと国選付添制度



となる事件の範囲がさらに拡大することとなった。

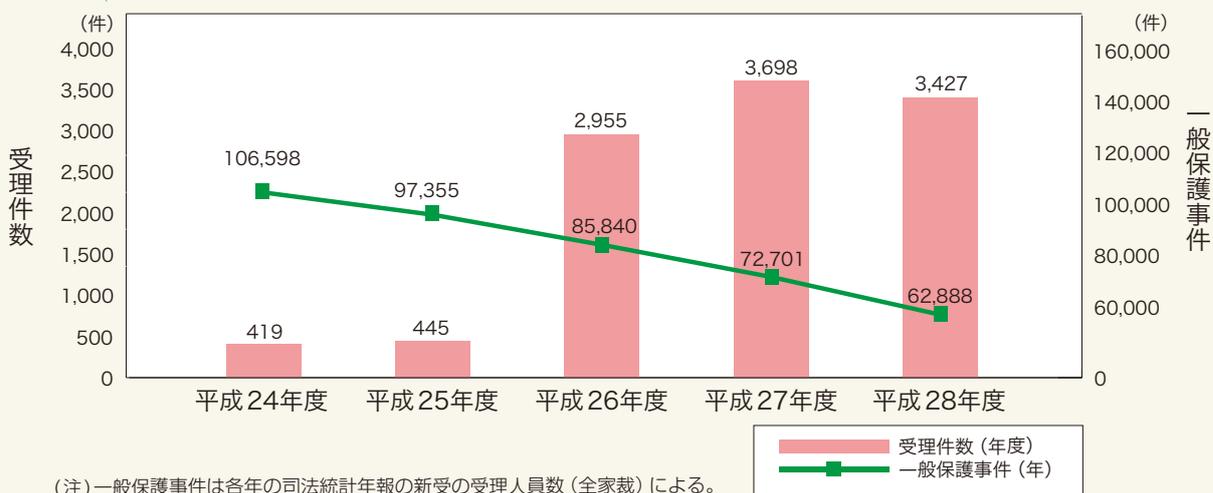
国選付添人契約弁護士の人数は、業務開始時の平成19年11月時点で654名であったが、その後は、各弁護士会の協力を得て毎月増加し、平成29年4月1日時点で14,272名となった。

資料 3-15 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移



平成28年4月から平成29年3月までの国選付添人の受理件数は合計3,427件である。国選付添人の選任率は、終局総人員中11.7%、観護措置人員中51.5%、付添人選任数中55.6%である。

資料 3-16 国選付添事件受理件数の推移



資料 3-17 一般保護事件のうち国選付添人が付された割合

	終局総人員 ①	うち観護 措置あり ②	うち付添人が付いた少年		終局総人員中 の選任率 ④／①	観護措置人員 中の選任率 ④／②	付添人選任数 中の選任率 ④／③
			③	うち国選 ④			
平成28年	27,708	6,297	5,838	3,246	11.7%	51.5%	55.6%

(注1) ①②は平成28年司法統計年報を基に作成。③④は最高裁判所の提供値によるもの。

(注2) 国選付添人選任数は法テラスの国選付添事件受理件数とは異なる。

(2) 国選付添人に対する報酬及び費用の算定

国選付添人に対して支給する報酬・費用は、国選弁護人契約約款における算定基準と同様の考え方の下に設計されており、国選付添人については、①労力基準として、審判期日における活動が付添活動の中心であることから、期日の回数と立会時間を基本的な指標として、付添活動全体の労力を評価することとしている。前記(1)のとおり、国選付添人が付される事件は、手続の種類（検察官が関与しない単独事件、検察官が関与しない合議事件、検察官が関与する事件）に応じて算定基準を設計している。また、これとは別に、遠距離の移動を要したときなど、期日の回数と立会時間だけでは評価しきれない一定種類の活動については、別立てで労力を評価する指標を設けている。②成果基準として、非行事実が認められないことを理由に保護処分につさない旨の決定があったときや、示談成立等の特別の成果があったとき、一定の報酬が加算される。③費用としては、記録謄写費用、遠距離面会等交通費、出張旅費・日当、宿泊料、通訳人費用、審判準備費用が支給される。

なお、抗告審、再抗告審の国選付添についても、国選付添人に準拠して、それぞれの報酬及び費用が定められている。

資料 3-18 国選付添人の基礎報酬

類型	金額
単独事件（検察官不関与）	90,000円
合議事件（検察官不関与）	90,000円
検察官関与事件	100,000円

資料 3-19 実質審理期日に対する加算報酬

例：単独（検察官不関与）	審理時間	審理 1 回目	審理 2 回目以降
	～ 45分未満	0円	6,400円
	45分～ 1.5時間未満	6,400円	9,600円
	1.5時間～ 2.5時間未満	9,600円	16,800円
	2.5時間～ 3.5時間未満	16,800円	25,900円
	3.5時間～ 4.5時間未満	25,900円	37,200円
	4.5時間～ 5.5時間未満	37,200円	52,000円
	5.5時間～	52,000円	61,100円

付表 3-1 国選弁護人契約弁護士契約数・契約率の推移（地方事務所別）

地方事務所	平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率	契約数	全弁護士数	契約率
東京	8,888	15,717	56.6%	9,524	16,276	58.5%	10,072	16,918	59.5%	10,678	17,592	60.7%	11,220	18,255	61.5%
神奈川	1,063	1,357	78.3%	1,144	1,424	80.3%	1,220	1,493	81.7%	1,291	1,532	84.3%	1,352	1,597	84.7%
埼玉	530	674	78.6%	590	725	81.4%	632	757	83.5%	666	800	83.3%	696	830	83.9%
千葉	535	644	83.1%	570	673	84.7%	618	723	85.5%	660	750	88.0%	681	775	87.9%
茨城	196	222	88.3%	220	249	88.4%	238	261	91.2%	244	269	90.7%	250	281	89.0%
栃木	149	189	78.8%	158	196	80.6%	169	209	80.9%	170	211	80.6%	179	218	82.1%
群馬	216	254	85.0%	229	264	86.7%	241	273	88.3%	248	278	89.2%	252	279	90.3%
静岡	348	401	86.8%	367	421	87.2%	381	435	87.6%	390	447	87.2%	410	465	88.2%
山梨	99	107	92.5%	108	117	92.3%	109	118	92.4%	110	120	91.7%	112	121	92.6%
長野	191	212	90.1%	206	230	89.6%	214	236	90.7%	221	241	91.7%	228	244	93.4%
新潟	217	242	89.7%	226	251	90.0%	237	262	90.5%	241	268	89.9%	251	277	90.6%
大阪	2,285	4,001	57.1%	2,450	4,136	59.2%	2,448	4,226	57.9%	2,565	4,331	59.2%	2,819	4,461	63.2%
京都	495	633	78.2%	523	667	78.4%	552	697	79.2%	584	733	79.7%	609	754	80.8%
兵庫	577	763	75.6%	622	814	76.4%	622	847	73.4%	638	874	73.0%	686	914	75.1%
奈良	136	153	88.9%	143	158	90.5%	152	167	91.0%	149	165	90.3%	156	169	92.3%
滋賀	108	135	80.0%	108	140	77.1%	113	141	80.1%	106	144	73.6%	106	146	72.6%
和歌山	116	130	89.2%	122	141	86.5%	126	141	89.4%	129	146	88.4%	128	143	89.5%
愛知	1,257	1,617	77.7%	1,358	1,701	79.8%	1,458	1,783	81.8%	1,529	1,860	82.2%	1,612	1,924	83.8%
三重	147	159	92.5%	161	172	93.6%	165	180	91.7%	171	187	91.4%	178	190	93.7%
岐阜	137	165	83.0%	155	180	86.1%	157	186	84.4%	163	189	86.2%	166	194	85.6%
福井	83	95	87.4%	86	99	86.9%	89	102	87.3%	92	103	89.3%	94	103	91.3%
石川	143	153	93.5%	157	167	94.0%	160	166	96.4%	162	165	98.2%	165	173	95.4%
富山	89	100	89.0%	94	102	92.2%	91	110	82.7%	95	114	83.3%	106	122	86.9%
広島	376	503	74.8%	405	528	76.7%	424	545	77.8%	427	560	76.3%	441	578	76.3%
山口	128	146	87.7%	130	150	86.7%	139	157	88.5%	140	163	85.9%	145	170	85.3%
岡山	276	338	81.7%	290	354	81.9%	296	368	80.4%	307	381	80.6%	314	397	79.1%
鳥取	65	64	101.6%	66	68	97.1%	64	67	95.5%	65	66	98.5%	64	64	100.0%
島根	61	67	91.0%	66	69	95.7%	68	76	89.5%	75	79	94.9%	73	80	91.3%
福岡	804	1,041	77.2%	808	1,091	74.1%	893	1,148	77.8%	880	1,195	73.6%	960	1,244	77.2%
佐賀	82	93	88.2%	85	95	89.5%	87	98	88.8%	92	100	92.0%	95	103	92.2%
長崎	136	154	88.3%	143	157	91.1%	145	158	91.8%	142	156	91.0%	147	163	90.2%
大分	117	133	88.0%	122	140	87.1%	132	151	87.4%	141	156	90.4%	143	160	89.4%
熊本	188	231	81.4%	204	247	82.6%	213	256	83.2%	222	266	83.5%	230	273	84.2%
鹿児島	171	175	97.7%	179	183	97.8%	181	189	95.8%	190	197	96.4%	195	207	94.2%
宮崎	112	119	94.1%	116	123	94.3%	118	130	90.8%	123	136	90.4%	127	142	89.4%
沖縄	159	243	65.4%	168	248	67.7%	174	249	69.9%	183	254	72.0%	185	264	70.1%
宮城	330	396	83.3%	340	409	83.1%	360	432	83.3%	371	440	84.3%	377	439	85.9%
福島	160	167	95.8%	168	176	95.5%	178	183	97.3%	185	194	95.4%	188	198	94.9%
山形	81	88	92.0%	83	90	92.2%	87	94	92.6%	85	95	89.5%	92	101	91.1%
岩手	85	91	93.4%	92	99	92.9%	96	103	93.2%	96	100	96.0%	98	104	94.2%
秋田	62	73	84.9%	66	78	84.6%	66	77	85.7%	68	78	87.2%	68	79	86.1%
青森	94	107	87.9%	100	118	84.7%	105	119	88.2%	108	117	92.3%	106	120	88.3%
札幌	494	661	74.7%	524	700	74.9%	535	730	73.3%	569	754	75.5%	543	772	70.3%
函館	43	48	89.6%	45	48	93.8%	48	50	96.0%	48	53	90.6%	50	55	90.9%
旭川	62	70	88.6%	62	69	89.9%	64	69	92.8%	67	72	93.1%	71	76	93.4%
釧路	63	70	90.0%	64	70	91.4%	66	72	91.7%	71	76	93.4%	73	77	94.8%
香川	118	150	78.7%	123	163	75.5%	130	170	76.5%	127	172	73.8%	128	175	73.1%
徳島	81	90	90.0%	83	91	91.2%	82	92	89.1%	82	92	89.1%	89	96	92.7%
高知	74	87	85.1%	75	87	86.2%	79	90	87.8%	79	88	89.8%	79	89	88.8%
愛媛	123	154	79.9%	127	159	79.9%	124	162	76.5%	125	163	76.7%	130	166	78.3%
合計	22,550	33,682	66.9%	24,055	35,113	68.5%	25,218	36,466	69.2%	26,370	37,722	69.9%	27,667	39,027	70.9%

付表 3-2 国選弁護事件受理件数の推移 (地方事務所・支部別)

(件)

地方事務所	平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	被疑者	被告人								
東京	7,232	8,025	7,248	7,610	7,267	8,222	7,142	7,934	6,881	7,831
多摩	1,975	1,217	1,871	1,216	1,929	1,228	1,935	1,207	1,756	995
神奈川	3,125	2,054	3,023	1,905	2,710	1,757	2,890	1,868	2,563	1,911
川崎	604	366	566	355	569	430	573	373	597	335
小田原	649	375	541	362	512	388	561	352	632	494
埼玉	3,603	2,007	3,611	2,087	3,348	1,924	2,943	2,209	2,982	2,073
川越	648	384	666	451	630	437	656	475	664	440
千葉	3,315	2,323	3,044	2,135	3,187	2,389	3,173	2,488	2,946	2,420
戸	676	545	677	488	670	550	642	372	572	315
茨城	1,385	1,337	1,439	1,392	1,530	1,478	1,561	1,282	1,456	1,182
栃木	1,313	1,766	1,364	1,169	1,291	1,016	1,069	990	1,014	960
群馬	1,393	1,040	1,263	801	1,607	950	1,649	1,048	1,443	887
静岡	700	498	682	434	707	426	645	418	572	402
沼津	809	586	789	548	702	561	777	519	800	472
浜松	739	537	733	591	660	518	722	603	750	561
山梨	441	436	375	365	345	392	364	398	354	364
長野	817	917	864	876	802	776	720	685	622	576
新潟	832	675	948	746	988	763	978	763	943	780
大阪	6,759	7,460	6,094	6,341	5,946	5,895	5,627	5,415	5,474	5,379
京都	1,810	1,273	1,830	1,277	1,775	1,371	1,643	1,216	1,492	1,082
兵庫	1,703	1,182	1,745	1,278	1,599	1,168	1,669	1,244	1,582	1,143
阪神	706	628	671	550	716	508	712	523	740	538
姫路	805	802	863	746	990	733	911	785	807	605
奈良	855	700	835	600	836	565	840	614	802	581
滋賀	925	683	903	707	872	620	792	550	693	528
和歌山	622	599	617	600	621	532	515	504	551	425
愛知	3,170	2,719	3,269	2,721	3,277	2,800	3,585	2,842	3,570	2,537
三河	1,063	904	1,179	803	1,208	905	1,314	888	1,339	781
三重	943	795	854	806	964	740	828	614	769	644
岐阜	770	577	815	643	839	670	916	628	814	584
福井	374	297	411	340	407	330	440	318	416	230
石川	516	498	498	427	473	486	550	518	611	430
富山	297	312	320	224	229	162	274	191	298	215
広島	1,839	1,379	1,838	1,380	1,598	1,315	1,544	1,256	1,498	1,171
山口	732	601	732	549	632	500	634	490	702	549
岡山	1,327	1,034	1,308	1,097	1,110	972	1,009	777	1,011	858
鳥取	301	288	298	315	323	219	232	174	239	181
島根	298	290	329	266	293	296	239	262	270	301
福岡	2,624	2,369	2,493	2,339	2,482	2,264	2,672	2,613	2,383	2,338
北九州	1,017	783	1,011	834	885	916	1,070	1,082	951	893
佐賀	567	456	480	351	491	388	586	435	510	406
長崎	545	556	500	453	491	403	493	444	433	403
大分	463	462	489	432	464	468	440	444	383	348
熊本	1,027	952	888	754	912	629	873	760	686	611
鹿児島	622	584	554	561	699	557	624	485	637	636
宮崎	658	538	621	489	615	462	593	398	519	365
沖縄	1,100	805	1,188	873	1,077	847	1,211	974	1,164	1,043
宮城	1,198	950	1,234	928	1,263	939	1,328	1,032	1,052	1,006
福島	947	746	963	725	1,033	752	975	800	818	739
山形	453	405	397	348	412	327	444	353	462	374
岩手	501	405	475	358	468	386	440	356	411	364
秋田	400	327	326	291	306	284	269	311	338	359
青森	484	436	417	379	354	300	438	368	324	330
札幌	1,749	1,512	1,768	1,605	1,660	1,478	1,605	1,527	1,497	1,379
函館	314	252	277	196	283	206	201	192	162	147
旭川	314	228	265	237	304	298	296	273	264	230
釧路	449	392	401	339	409	368	369	346	353	312
香川	702	897	662	991	684	971	649	841	619	800
徳島	332	320	322	335	324	324	374	381	329	334
高知	383	400	482	457	399	453	374	462	404	441
愛媛	744	811	792	793	762	804	795	834	655	770
合計	73,664	63,695	72,118	60,269	70,939	59,816	70,393	59,504	66,579	56,388

付表 3-3 国選付添人契約弁護士契約数・契約率の推移(地方事務所別)

地方事務所	平成25年4月1日現在			平成26年4月1日現在			平成27年4月1日現在			平成28年4月1日現在			平成29年4月1日現在		
	契約数	全弁護士数	契約率												
東京	1,180	15,717	7.5%	1,334	16,276	8.2%	2,330	16,918	13.8%	2,576	17,592	14.6%	2,723	18,255	14.9%
神奈川	522	1,357	38.5%	593	1,424	41.6%	829	1,493	55.5%	893	1,532	58.3%	942	1,597	59.0%
埼玉	229	674	34.0%	265	725	36.6%	381	757	50.3%	427	800	53.4%	458	830	55.2%
千葉	297	644	46.1%	331	673	49.2%	433	723	59.9%	469	750	62.5%	488	775	63.0%
茨城	143	222	64.4%	165	249	66.3%	183	261	70.1%	193	269	71.7%	199	281	70.8%
栃木	90	189	47.6%	100	196	51.0%	122	209	58.4%	127	211	60.2%	134	218	61.5%
群馬	141	254	55.5%	150	264	56.8%	181	273	66.3%	189	278	68.0%	192	279	68.8%
静岡	278	401	69.3%	297	421	70.5%	303	435	69.7%	310	447	69.4%	327	465	70.3%
山梨	71	107	66.4%	81	117	69.2%	83	118	70.3%	87	120	72.5%	89	121	73.6%
長野	125	212	59.0%	141	230	61.3%	165	236	69.9%	172	241	71.4%	180	244	73.8%
新潟	123	242	50.8%	130	251	51.8%	157	262	59.9%	168	268	62.7%	178	277	64.3%
大阪	987	4,001	24.7%	1,142	4,136	27.6%	1,202	4,226	28.4%	1,319	4,331	30.5%	1,500	4,461	33.6%
京都	290	633	45.8%	318	667	47.7%	338	697	48.5%	362	733	49.4%	390	754	51.7%
兵庫	231	763	30.3%	258	814	31.7%	399	847	47.1%	442	874	50.6%	503	914	55.0%
奈良	100	153	65.4%	105	158	66.5%	118	167	70.7%	116	165	70.3%	127	169	75.1%
滋賀	102	135	75.6%	102	140	72.9%	111	141	78.7%	103	144	71.5%	102	146	69.9%
和歌山	59	130	45.4%	74	141	52.5%	87	141	61.7%	94	146	64.4%	91	143	63.6%
愛知	241	1,617	14.9%	262	1,701	15.4%	689	1,783	38.6%	784	1,860	42.2%	867	1,924	45.1%
三重	88	159	55.3%	100	172	58.1%	102	180	56.7%	109	187	58.3%	117	190	61.6%
岐阜	94	165	57.0%	110	180	61.1%	115	186	61.8%	121	189	64.0%	125	194	64.4%
福井	72	95	75.8%	77	99	77.8%	83	102	81.4%	85	103	82.5%	86	103	83.5%
石川	94	153	61.4%	106	167	63.5%	112	166	67.5%	114	165	69.1%	119	173	68.8%
富山	47	100	47.0%	55	102	53.9%	63	110	57.3%	75	114	65.8%	86	122	70.5%
広島	117	503	23.3%	162	528	30.7%	286	545	52.5%	303	560	54.1%	326	578	56.4%
山口	84	146	57.5%	90	150	60.0%	118	157	75.2%	122	163	74.8%	126	170	74.1%
岡山	192	338	56.8%	207	354	58.5%	241	368	65.5%	249	381	65.4%	256	397	64.5%
鳥取	55	64	85.9%	57	68	83.8%	57	67	85.1%	57	66	86.4%	57	64	89.1%
島根	50	67	74.6%	54	69	78.3%	56	76	73.7%	63	79	79.7%	62	80	77.5%
福岡	526	1,041	50.5%	544	1,091	49.9%	663	1,148	57.8%	655	1,195	54.8%	722	1,244	58.0%
佐賀	75	93	80.6%	81	95	85.3%	83	98	84.7%	88	100	88.0%	91	103	88.3%
長崎	116	154	75.3%	120	157	76.4%	129	158	81.6%	128	156	82.1%	133	163	81.6%
大分	72	133	54.1%	75	140	53.6%	89	151	58.9%	100	156	64.1%	104	160	65.0%
熊本	118	231	51.1%	123	247	49.8%	170	256	66.4%	178	266	66.9%	185	273	67.8%
鹿児島	127	175	72.6%	136	183	74.3%	134	189	70.9%	141	197	71.6%	141	207	68.1%
宮崎	97	119	81.5%	101	123	82.1%	103	130	79.2%	112	136	82.4%	117	142	82.4%
沖縄	98	243	40.3%	105	248	42.3%	113	249	45.4%	129	254	50.8%	129	264	48.9%
宮城	204	396	51.5%	215	409	52.6%	274	432	63.4%	291	440	66.1%	298	439	67.9%
福島	112	167	67.1%	123	176	69.9%	149	183	81.4%	154	194	79.4%	161	198	81.3%
山形	69	88	78.4%	72	90	80.0%	76	94	80.9%	74	95	77.9%	80	101	79.2%
岩手	68	91	74.7%	75	99	75.8%	79	103	76.7%	79	100	79.0%	82	104	78.8%
秋田	42	73	57.5%	47	78	60.3%	55	77	71.4%	57	78	73.1%	58	79	73.4%
青森	68	107	63.6%	77	118	65.3%	88	119	73.9%	90	117	76.9%	86	120	71.7%
札幌	405	661	61.3%	438	700	62.6%	467	730	64.0%	496	754	65.8%	503	772	65.2%
函館	40	48	83.3%	42	48	87.5%	45	50	90.0%	45	53	84.9%	47	55	85.5%
旭川	51	70	72.9%	52	69	75.4%	59	69	85.5%	61	72	84.7%	65	76	85.5%
釧路	52	70	74.3%	52	70	74.3%	56	72	77.8%	63	76	82.9%	64	77	83.1%
香川	69	150	46.0%	79	163	48.5%	104	170	61.2%	102	172	59.3%	106	175	60.6%
徳島	76	90	84.4%	78	91	85.7%	78	92	84.8%	79	92	85.9%	86	96	89.6%
高知	51	87	58.6%	62	87	71.3%	63	90	70.0%	63	88	71.6%	64	89	71.9%
愛媛	65	154	42.2%	74	159	46.5%	91	162	56.2%	95	163	58.3%	100	166	60.2%
合計	8,703	33,682	25.8%	9,637	35,113	27.4%	12,512	36,466	34.3%	13,409	37,722	35.5%	14,272	39,027	36.6%

付表 3-4 国選付添事件受理件数の推移（地方事務所・支部別）

（件）

地方事務所	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計	4～3月計
東京	30	26	190	266	170
多摩	24	12	112	120	105
神奈川	36	34	124	232	183
川崎	0	6	38	49	39
小田原	6	19	35	57	49
埼玉	30	27	164	187	167
川越	9	1	20	43	46
千葉	33	31	115	161	146
松戸	7	16	24	37	56
茨城	12	6	69	140	106
栃木	18	3	40	27	52
群馬	3	1	68	58	49
静岡	3	1	12	32	20
沼津	2	6	31	29	33
浜松	5	2	22	45	21
山梨	0	6	14	38	22
長野	0	3	29	39	26
新潟	3	8	46	43	44
大阪	48	35	307	399	373
京都	3	6	75	89	81
兵庫	7	4	84	99	111
阪神	1	0	24	32	52
姫路	4	0	35	54	46
奈良	1	4	42	38	29
滋賀	2	0	18	16	25
和歌山	0	2	20	27	24
愛知	31	23	140	152	142
三河	4	11	49	48	73
三重	4	2	53	31	41
岐阜	6	9	31	29	45
福井	1	4	12	13	15
石川	1	3	5	9	19
富山	2	1	11	15	21
広島	4	33	90	66	95
山口	3	3	21	36	23
岡山	13	10	47	67	73
鳥取	1	0	11	9	7
島根	0	3	4	10	12
福岡	7	26	147	164	182
北九州	6	14	66	69	53
佐賀	0	8	33	40	37
長崎	1	1	29	25	29
大分	14	2	6	7	24
熊本	2	1	24	40	25
鹿児島	2	2	21	29	44
宮崎	0	1	23	47	40
沖縄	0	1	75	130	81
宮城	1	1	17	31	41
福島	0	5	31	27	31
山形	3	0	3	7	8
岩手	3	0	11	6	11
秋田	0	2	15	6	9
青森	0	0	13	13	9
札幌	0	8	48	42	32
函館	1	1	19	12	9
旭川	0	0	1	5	12
釧路	0	0	10	15	15
香川	9	1	39	39	33
徳島	12	2	21	28	13
高知	1	3	19	19	8
愛媛	0	5	52	55	40
合計	419	445	2,955	3,698	3,427